



# メルボルン日本人学校

## 宿泊学習および校外学習に関する方針

本方針に関するご質問は学校事務(03-9528-1978)までお問い合わせください。

### 目的

本方針は、メルボルン日本人学校 (JSM) が児童生徒のための宿泊学習、校外学習およびアドベンチャー活動を計画・実施する際に使用するプロセスと手順を学校関係者に説明することを目的とする。

### 適用範囲

本方針は、本校が主催するすべての宿泊学習および校外学習、また本校の敷地内外を問わず、本校が主催するすべてのアドベンチャー活動にも適用される。

本方針は、児童生徒の職場学習には適用しない。

### 定義

#### 校外学習

本方針において、校外学習とは本校が主催し児童生徒が参加する以下の活動のことを指す。

- 本校の敷地外で行われる活動 (例: 校外施設でのスポーツ活動や運動、日帰り校外学習など)
- 本校の敷地内外を問わず実施されるアドベンチャー活動

**宿泊学習**とは、少なくとも1泊の宿泊を含む校外学習のことを指す(本校における宿泊を含む)。

**近隣校外学習**とは、本校から徒歩圏内の場所における校外学習で、「アドベンチャー活動」を伴わない学習のことを指す。

**アドベンチャー活動**とは、通常よりも大きなリスクを伴う活動を指し、その詳細と具体例については、以下のリンクにある教育省方針およびガイドライン集を参照のこと。

<https://www2.education.vic.gov.au/pal/excursions/guidance/adventure-activities>

### 方針

校外学習および宿泊学習は、校外環境において児童生徒の学習および社会的スキルの育成を深め、さらなる充実を図ることができるため、本校カリキュラムにおいて不可欠な学習と位置付けられており、本校の教育課程を補完する重要な側面を担う。校外学習とは、本校の敷地外で行われるすべての活動と定義される。本方針は、[省令第1359号](#) Child Safe Standards(児童安全基準)に基づくものである。

## ねらい

- 学びの場は校内に限定されず、価値ある効果的な学習は実社会の中で生まれる
- 校外の現場における児童生徒への安全かつ安心な学習体験の提供
- 協力、寛容、コミュニケーション、個人およびグループ間の交流といった社会的スキルのさらなる開発
- 問題解決能力と生き抜く力のさらなる育成
- 自らを取り巻く物理的および文化的環境に対する理解の促進

## 行動指針

本校が定める手順に従い保護者の承認を得るため、すべての校外学習および宿泊学習は、School Stream を通して申し込みをする必要がある。

**学校運営理事会**は、その責任において以下の承認を行う。

- 一泊の校外学習および宿泊学習
- 州をまたぐ移動を伴う学習
- 国をまたぐ移動を伴う学習
- 飛行機または船による移動を伴い、週末または休暇期間中に行われる校外学習
- 高いリスクを伴う活動

**企画部**は、その責任において以下の承認を行う。

- 上記の学校運営理事会の承認が必要なものを除く、すべての日帰り校外学習

企画部または学校運営理事会は、以下のようなさまざまな要因を考慮する。

- 本校カリキュラムにおけるその活動の貢献度
- 本校の方針に照らした計画、準備および企画の妥当性
- 提案された活動を専門とする地域団体や組織より提供される情報
- 活動内容とその開催場所の適切性
- 児童生徒および教職員の安全と福祉のために設けられた対策
- 実施される活動における教職員の経験および能力
- 児童生徒に対する監督の妥当性
- 一部の活動が伴う高リスク
- 緊急時の手順と安全対策
- 児童生徒に対する教職員の比率
- 児童生徒の経験

この計画過程には、提案された各宿泊学習または校外学習に伴うリスクの最小化に向けた適切な措置を講じるためのリスク評価の実施が含まれる。本リスク評価には、児童生徒の監督体制の検討、および校外学習の開催地における山火事リスクの検討が含まれる。Code Red（山火事警報）が発令された場合、その影響を受ける場所での校外学習および宿泊学習は中止、または延期となる。計画には、その他の理由による宿泊学習または校外学習の中止、取り消し、または変更への対処も考慮される。

本校は、特別な援助を要する児童生徒に対しても受け入れ態勢の整った宿泊学習および校外学習プログラムを提供できるよう取り組んでおり、必要に応じて計画段階で家族と協力し、すべての児童生徒が宿泊学習および校外学習活動へ参加・出席できるよう支援する。

宿泊学習または校外学習に特定のクラスまたは学年全体が参加する場合、担当教師は、これらの学習に参加しない児童生徒に対して代替学習プログラムを用意し、適切な監督を行うものとする。

## 監督

校外学習に関わる全ての教職員および関係者(保護者による、または他のボランティアを含む)は、リスク管理計画、食事要件、応急処置要件、およびその他の必要とされる書類を含む、担当教師の計画について熟知する。担当教師は、自らの責任において、訪問する地域・会場の活動当日の気象条件を確認する。懸念がある場合は、企画部と連絡を取ると同時に、必要に応じて、宿泊学習または校外学習が開催される地域・会場の担当者との連絡を取るものとする。

外部業者に活動管理を委託しているかどうかにかかわらず、本校の全教職員は、すべての宿泊学習および校外学習において、児童生徒の監督と監護に対する全面的な責任を有することを認識する。

## 保護者によるボランティア

保護者は、宿泊学習および校外学習を支援するため、本活動への参加を依頼される場合がある。参加費用については、本校の教職員より保護者・監護者に連絡する。本校の教職員が宿泊学習および校外学習における管理責任を有し、保護者・監護者によるボランティアはその指示に従うことが求められる。活動に参加する保護者・監護者を決定する際、担当教師は、保護者・監護者が提供しうる貴重なスキル、および特定の児童生徒が要する特別援助を考慮する。

## ボランティアおよび委託業者の確認

本校は、宿泊学習または校外学習に参加するすべての保護者または監護者によるボランティア、および児童生徒と直接関わる業務に携わるすべての委託業者に、有効な Working with Children Check (子供と接する仕事に就くための審査)カードの保持を求める。

## 保護者・監護者の同意

近隣校外学習以外のすべての宿泊学習および校外学習について、本校は、提案された活動の詳細を説明した特定の同意書を保護者・監護者に配布する。本校は保護者に対し、School Stream を使用して、宿泊学習および校外学習についての情報提供を行い、保護者の同意を求める。提案された宿泊学習または校外学習について、児童あるいはその保護者が質問や懸念を有する場合、その保護者・監護者は本校に連絡を取り、話し合いを行うことが望ましい。

## 宿泊学習の費用、払い戻しおよび支援

宿泊学習に伴うすべての費用は、その実施前に校長が別段の取り決めに同意しない限り、保護者・監護者が支払うものとする。全家庭に対して、各活動の費用の支払いには十分な時間的猶予を設けられている。同意書には、支払い金額および支払い期日が明確に記載される。所定の期日までに支払いが完了していない児童生徒は、校長が特別な事情があると判断しない限り、活動への参加が認められない。経済的困難を抱える家庭は、事務長・校長と異なる支払い方法について相談する場を設けることができる。また、事務長・校長は、宿泊学習および校外学習を含む本校の活動に参加するにあたり、児童生徒が補助金を受けられることができる省庁の Camps, Sports and Excursions Fund (宿泊学習、スポーツ、校外学習基金、CSEF) の受給資格についても協議することができる。CSEF の申請対象家庭は、有効な資力調査に基づくコンセッションカードを保有している家庭、または一時的な里親家庭であり、本校がこの申請を支援する。CSEF と申請書に関する詳細情報は、Camps, Sports and Excursions Fund を参照のこと。本校が宿泊学習を中止または変更した場合、または児童生徒が宿泊学習の一部あるいは全部に参加できなくなった場合、本校は、個々の状況を考慮し事案に応じて保護者・監護者からの支払いの一部または全額の払い戻しの要求を検討する。一般的に、保護者が支払った費用のうち、本校がすでに支払いを行ったもの、つまり第三者に支払われた、または支払いが確定しており、本校に対する返金が不可能な場合、本校はこれを保護者に返金することはできない。

## 児童生徒の健康

保護者および監護者は、宿泊学習および校外学習の前に、本校が児童生徒の健康状態について最新の情報を保持できるよう協力する必要がある。各宿泊学習・校外学習において、児童生徒の健康ニーズに対し責任を持つ教職員が任命される。教師は、本校の投薬に関する方針と児童生徒が署名した服薬指示・介助実施依頼書に従い、預かった医薬品を投与する。安全に関する本校の義務を果たすため、すべての宿泊学習および校外学習において教師は応急処置キットと携帯電話を持参する。校外学習および宿泊学習に参加する際、保護者および監護者は自らの責任において、児童生徒の健康状態が良好であることを確認しなければならない。児童生徒が宿泊学習中に体調を崩し、これを続けることができなくなった場合、保護者・監護者はその児童生徒の迎え、およびその関連費用を負担する責任を負う。児童生徒が宿泊学習に遅れて参加することを校長が承認した場合、宿泊地への移動は保護者・監護者の責任において行うものとする。

## 求められる行動

宿泊学習および校外学習に参加する児童生徒は、関係するすべての児童生徒にとって、これらの学習が安全で前向きかつ学びの多い経験となるよう協力し、適切な行動を示す必要がある。

本校の「[子どもの安全および福祉に関する方針](#)」および「[いじめ防止に関する方針](#)」に定められた行動基準を満たさない行動が原因で、児童生徒が校外学習および宿泊学習に参加する権利を失いかねない状況にある場合、本校はこの状況について保護者・監護者に連絡する。児童生徒のこれらの活動への参加を取り止める決定は、担当教師と相談の上、校長または教頭が行う。この決定は、宿泊学習または校外学習の実施前に、保護者・監護者および児童生徒の双方に通知される。

宿泊学習または校外学習先で、引率教師によりその行動が必要基準を満たさないと判断された児童生徒は、宿泊学習または校外学習中であっても校長または任命された担当者より帰宅を求められる場合がある。このような状況において、保護者・監護者は、児童生徒の迎え、およびその関連費用を負担する責任を負う。これに従わない場合、児童生徒が退学処分の対象となる場合がある。

宿泊学習および校外学習に参加する児童生徒に対する懲戒処分は、本校の[子どもの安全および福祉に関する方針](#)および[いじめ防止に関する方針](#)に従い適用される。

## 承認

作成日	2024年11月
審議	教職員、学校運営理事会
承認者	学校運営理事会
承認日	2024年11月
次回評価予定日	2026年11月

本方針は英語で作成され、日本語版はあくまで参考として翻訳されています。英文版が正本である為、これら両言語版の間に矛盾抵触がある場合は英文版が優先されます。